第二十八条第一項の表第四十九条の項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改め、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項中「第四十九条の二及び第四十九条の三」を「第四十九条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十九条の二第二項	災害の	原子力災害の
第四十九条の三	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第二十八条第一項の表第四十九条の七第一項の項を次のように改める。

第四十九条の七第一項	災害の	原子力災害の
	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が

第二十八条第一項の表第六十八条の二第一項及び第二項並びに第六十九条の項中「第六十八条の二第一項」を「第六十八条の三第一項」に改め、同表第七十四条の四の項中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十四条の四第二項	災害が発生し、又は発生するおそれがあり	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生し
	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第七十八条の二第一項の項を次のように改める。

第七十八条の二第一項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第一項の表第七十八条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十八条の二第一項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第七十八条の二第一項第二号	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第九十条の二第一項及び第四項並びに第九十条の三第一項の項中「並びに第九十条の三第一項」を「、第九十条の三第一項並びに第九十条の四第一項第四号」に改める。

第二十八条第二項の表第六十五条第三項の項の次に次のように加える。

第六十八条の二第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
第六十八条の二第二項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第二十八条第三項の表第二十三条第七項の項中欄中「並びにその他の関係者」を「指定地方公共機関」に改め、同項下欄中「、原子力事業者並びにその他の関係者」を「指定地方公共機関、原子力事業者」に改め、同表第八十六条の六の項中「第八十六条の六第一項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「第四十九条第一項」に改める。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百四十六条

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十一条

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正）

第一条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第二十六条」に、「第十五条―第十九条」を「第二十七条―第三十一条」に、「第五章　脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を「第五章　脱炭素成長型投資事業者排出枠
第一節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の登録確認機関（第五十八条―第七十三条）
第二節　雑則（第七十四条）
第六章　脱炭素成長型経済構造移行推進機構
割当て等（第三十二条―第五十七条）」に、「第二十条―第二十六条」を「第七十七条―第八十三条」に、「第二十七条―第三十二条」を「第八十四条―第八十九条」に、「第三十三条―第四十一条」を「第九十条―第九十八条」に、「第四十二条―第五十三条」を「第九十九条―第百十条」に、「第五十四条―第五十九条」を「第百十一条―第百二十条」に、「第六十条―第六十八条」を「第百二十一条―第百三十条」に、「第六十九条・第七十条」を「第百三十一条・第百三十二条」に、「第七十一条・第七十二条」を「第百三十三条・第百三十四条」に、「第七十三条―第七十五条」を「第百三十五条―第百四十八条」に改める。

第一条中「ともに、」の下に「脱炭素成長型投資事業者への排出枠の割当てに係る措置及び」を加える。

第二条第四項中「第十一条第一項及び第十二条第一号ニにおいて」を「以下」に、「者を」を「事業者を」に改め、同条第五項中「第十五条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第六項中「第十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。